

議案第28号

道の駅「恐竜溪谷かつやま」機能強化工事施工にかかる協定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年勝山市条例第9号）第2条の規定に基づき、随意契約した道の駅「恐竜溪谷かつやま」機能強化工事施工にかかる協定を変更するため、議会の議決を求める。

記

- 1 協定の目的 道の駅「恐竜溪谷かつやま」機能強化にかかる工事委託
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定の金額 変更前 金100,355,811円  
変更後 金166,794,620円
- 4 協定の相手方 福井県勝山市元町1丁目1番1号  
勝山市土地開発公社  
理事長 伊藤 寿康
- 5 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

令和3年7月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

道の駅「恐竜溪谷かつやま」機能強化工事施工にかかる協定を変更するため、この案を提出する。